

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県中間市大字中間六〇五五番地、最後の住所福岡県北九州市八幡西区西神原町七番九号 被相続人 亡 立和田百合子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所福岡県北九州市門司区柳町一四一
二〇柳町中央ビル三階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡嘉島町大字北甘木二一四五番地、二一四六番地、最後の住所熊本県上益城郡嘉島町大字上六嘉二一〇三番地一荒尾団地三号棟 被相続人 亡 中川 信子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

事務所熊本市中央区内坪井町九番五五号
相続財産清算人 弁護士 高野 正晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県大分市古国府三丁目一七番地一、最後の住所大分県大分市大字横尾三〇六七番地の一 ヲエルデイ横尾番館六〇五 被相続人 亡 山口 雅夫 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

大分市荷揚町九番一〇号さくらビル二階
相続財産清算人 弁護士 佐藤 朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西都市大字上三財二四四〇番地、最後の住所宮崎県西都市大字三宅四四七三番地一 被相続人 亡 松川 洋 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

宮崎県宮崎市旭一丁目一番三三号向洋ビル二階 相続財産清算人 弁護士 衛藤 弘明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市小原町二一番、最後の住所鹿児島市小原町二一番一四号 被相続人 亡 向井 耕一 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十月九日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年八月四日

鹿児島市名山町一番三三番 鹿児島ビル四階
野田・馬場法律事務所 相続財産清算人 弁護士 前田 圭子

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。
対象土地 熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下 前通五四六九番二七
熊本県菊池郡菊陽町大字原水字下 前通五四六九番三六

二 供託所 熊本地方方法務局阿蘇大津支局
三 供託番号 令和八年度金第一〇六号
四 供託金額 五十七万二千九百四十四円
五 裁判所 熊本地方裁判所
六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件
七 事件番号 令和七年(子)第二十号
令和八年八月四日
熊本市中央区南千反畑町一四一一二階
所有者不明土地管理人 村田 晃一

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第二項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 京心
二 国籍 韓国
住所 長野県長野市大字鶴賀上千歳町一四一 二番地五
二 生年月日 一九六五年一月十二日
三 供託所 長野地方方法務局
四 供託番号 令和八年度金第 六七号
五 供託金額 五十二万〇二五二円
六 裁判所 長野家庭裁判所
七 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
八 事件番号 令和七年(家)第七〇三五号
令和八年八月四日
事務所 長野県長野市鶴賀二一四一番地三
信州総合法律事務所 弁護士 鏡味 聖善
不在者財産管理人

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。
なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、承知下さい。

宅地建物取引業保証協会共済業務保証金取りもち公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。
公益社団法人不動産保証協会(以下「保証協会」という。)の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担保金は同人に返還されます。
令和8年8月4日

東京都千代田区紀尾井町3番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年 度 番 号	商号又は 名称	免 許 証 号	(代表者 の)氏名	主たる 事務所 の所在地	営業保証金 相当額
令8不保543	藤栄建設株式会社	北海道知事 石狩(4)781	代表取締役 佐藤雅巳	北海道札幌市東区北34条東9-3-12	1000万円
令8不保544	株式会社インフイニティ	北海道知事 石狩(3)8170	代表取締役 及川雄介	北海道札幌市北区新琴似12条1-1-33	1000万円
令8不保545	グリーントネイチャー株式会社	北海道知事 石狩(2)8635	代表取締役 渡部清	北海道札幌市中央区円山西町9-4-1	1000万円
令8不保546	株式会社共豊ハウジング	埼玉県知事 (5)19635	代表取締役 小橋川共喜	埼玉県さいたま市緑区松木2-6-4	1000万円
令8不保547	赤松産業有限公司	千葉県知事 (4)15985	代表取締役 横尾正登志	千葉県市川市市川1-2-8	1000万円
令8不保548	有限会社司建物	東京都知事 (7)70292	代表取締役 中嶋俊治	東京都新宿区上落合1-7-16	1000万円
令8不保549	株式会社グッドポイント	東京都知事 (2)99244	代表取締役 澤崎光太	東京都台東区東上野3-8-3	1000万円
令8不保550	坂村建設株式会社	東京都知事 (2)99844	代表取締役 坂村聡	東京都昭島市美堀町5-6-21	1000万円
令8不保551	株式会社アイデアル・インベスト・パートナーズ	東京都知事 (2)104634	代表取締役 佐々木健太	東京都千代田区飯田橋3-11-13	1000万円
令8不保552	株式会社ひべらし不動産株式会社トライ・アングル	東京都知事 (1)106496	代表取締役 井内大介	東京都中央区八丁堀3-15-6	1000万円
令8不保553		東京都知事 (1)111123	代表取締役 代和賢太郎	東京都千代田区神田神保町3-11-1	1000万円